

豊橋港湾合同庁舎（増築棟） [三河海上保安署庁舎]

説明資料

平成28年8月1日
中部地方整備局営繕部

目次

1.	事業概要	・ ・ ・	1
2.	官庁営繕事業の評価方法（事後評価）	・ ・ ・	5
3.	事業計画の必要性・合理性・効果の結果	・ ・ ・	6
4.	事業計画の必要性	・ ・ ・	7
5.	事業計画の合理性	・ ・ ・	9
6.	事業計画の効果	・ ・ ・	1 1
7.	事業実施による環境の変化	・ ・ ・	1 4
8.	対応方針（案）	・ ・ ・	1 5

1. 事業概要

(1) 豊橋港湾合同庁舎(増築棟)の施設概要

入居官署：第四管区海上保安本部 名古屋海上保安部
三河海上保安署

建設場所：愛知県豊橋市神野ふ頭町3-11

敷地面積：6,036m²

規模構造：鉄筋コンクリート造3階建

延べ面積：899m²

総事業費：約4.6億円

工期：平成24年7月～平成25年7月



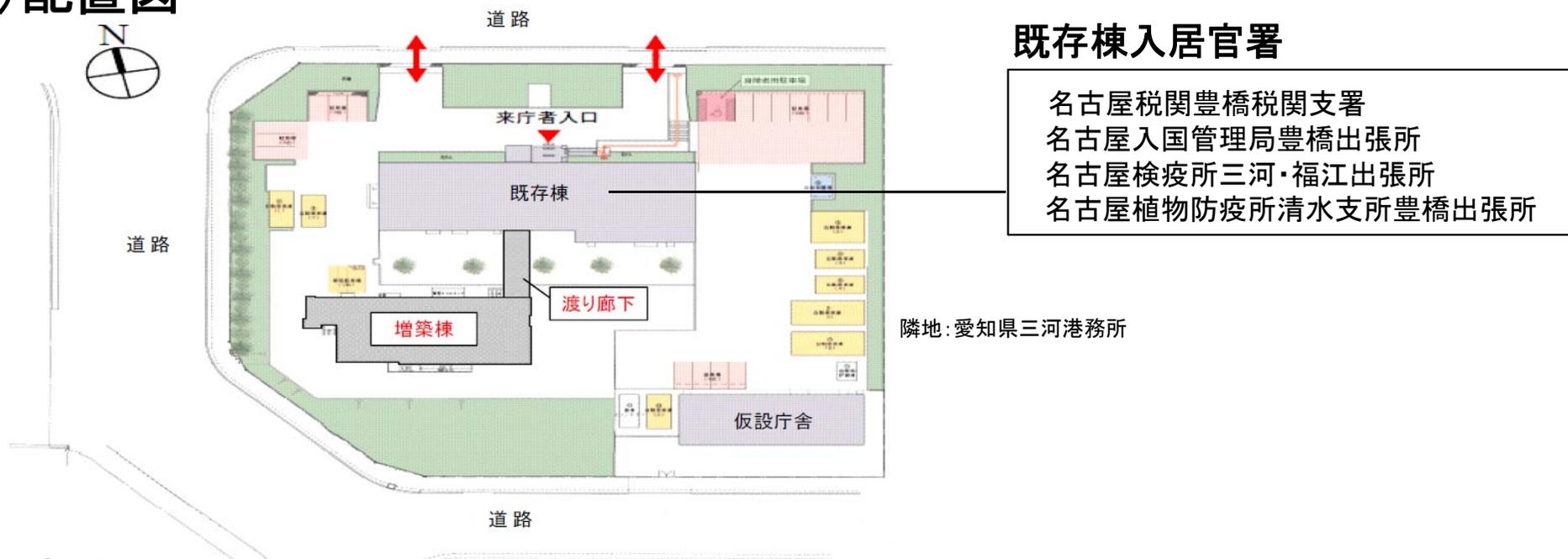
増築棟



地理院地図(電子国土Web)より

1. 事業概要

(2) 配置図



(3) 事業目的

平成21年 3月31日 海上保安庁組織規則 一部改正

平成21年10月 1日 海上保安庁組織規則 施行

//

機構新設: 豊橋港湾合同庁舎の敷地内に仮設庁舎を設置し入居



仮設庁舎では、災害時における応急対策活動等を実施するための施設の不備に加え、著しい狭あいとなっており、業務に支障を与える状況となっていた。



このため、早急に新たな庁舎を整備する必要があることから、**豊橋港湾合同庁舎増築棟を整備し**、三河海上保安署が入居した。

1. 事業概要

(4) 三河海上保安署の組織・業務

組織

署長	
次長	署内事務の総合調整、広報・地域連携業務、総務、渉外、人事関係等
警備救難係	銃器・薬物等の密輸事犯、密航事犯の水際阻止をはじめ、海上犯罪の予防と取締り、海洋汚染の監視取締り等海上における秩序を維持するための業務、船舶の衝突、乗揚げ等の海難救助、油流出事故等に備え各種防災訓練等
国際取締官	取調べの通訳、外国語での取り調べ、外国語での警備広報、外国人からの情報収集外国船への立入検査、外国船への海難調査、書類等の翻訳等
港務係	港長業務(港内における行事、作業及び工事等を行う場合の港長の許可事務)、港内の船舶交通の安全及び整理、プレジャーボート等を対象とする海難防止講習会の実施等
巡視艇ひめかぜ	洋上及び港内等のパトロールの実施、海上での事件・事故等対応等

業務

- ・地域と密着した**海上保安業務の遂行**及び**三河湾におけるテロ警戒**並びに**密輸密航水際阻止**
- ・管轄区域は、豊橋市、蒲郡市、田原市、豊川市、幡豆町の4市1町を管轄
- ・担任水域は、愛知県幡豆郡吉良町と幡豆町の境界が海岸線と交わる点及び同県田原市小中山町立馬崎灯台を結んだ線及び陸岸に囲まれた水域

1. 事業概要

(5) 施設の性能

海上の治安を守る24時間庁舎

指令室や執務室に非常用電源を72時間以上供給可能

災害の拠点となる庁舎

浸水対策として、指令室や電気室を上階へ設置 等

人と環境にやさしい庁舎

自然エネルギーの活用、断熱性能の向上、省エネルギーの促進 等



複層ガラスを使用したアルミサッシ



自家発電装置



屋内燃料槽(自家発用)



地下燃料槽(自家発用)

2. 官庁営繕事業の評価方法(事後評価)

事後評価は、以下の3つの視点で実施している。(視点毎に評価)

①(事業計画の) 必要性

(ポイント) 機構新設(官署の新設)、老朽、狭あい、施設の不備 等

②(事業計画の) 合理性

(ポイント) 代替案の有無、代替案との比較(経済性、リスク等の総合的判断) 等

③(事業計画の) 効果※

※「基本機能(B1)」と「施策に基づく付加機能(B2)」で評価

(ポイント)

○基本機能(B1)

(庁舎の)位置、規模、構造

○施策に基づく付加機能(B2)

防災性、環境保全性、ユニバーサルデザイン 等

3つの視点ごとにチェック表を用いて達成状況を評価

(必要性、効果は評点100点以上、合理性は評点100点であることが要件)

3. 事業計画の必要性・合理性・効果の結果

各項目の評点・結果一覧

項 目		評 点	結 果
①	事業計画の必要性	1 1 0 (≥ 100)	事業計画の必要性が認められる (新規事業採択時から変化なし)
②	事業計画の合理性	1 0 0 (=100)	事業計画の合理性が認められる (新規事業採択時から変化なし)
③	事業計画の効果 (B 1) ※	1 2 1 (≥ 100)	新規事業採択時に想定した効果が発現されている
	事業計画の効果 (B 2) ※	施策の反映が認められる	新規事業採択時に想定した効果が発現されている

※B 1 : 業務を行うための基本機能

B 2 : 施策に基づく付加機能

4. 事業計画の必要性

(1) 機構の新設



三河湾内の貿易量の変化により、海上保安業務の拠点を蒲郡市から豊橋市に移転する必要が生じたため、平成21年3月、

・ 蒲郡海上保安署（蒲郡市）の廃止

・ **三河海上保安署（豊橋市）の新設**

が行われた。
（海上保安庁組織規則
第119条第4項、別表第4）



4. 事業計画の必要性

(2) 事業計画の必要性に関する評価

[事業計画の必要性に関する評価指標]

計画理由	内容	評点	100	90	80	70	60	50	40
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定に基づき整備が必要なもの							
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要するもの			当該行政需要への対応を至急すべきもの		当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよいもの		
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合、業務遂行が著しく困難なもの			整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行に支障を来すもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの

仮設庁舎において

- ・停電時の業務の災害対策活動ができない
- ・検視を行うべき室が確保できていない
- ・留置施設がない
(名古屋海上保安部(車での移動に2時間の距離)の留置施設を使用しており業務効率性に著しく支障を来している)
- ・著しく狭あい



仮設庁舎の狭隘状況



整備された検視室



整備された留置施設

評点 : 機構新設(※1) 合同庁舎計画(※2)

$$100 + 10 = 110$$

※1 海上保安庁法に基づき整備が必要
 ※2 合同庁舎整備の場合、10点を加算できる

評点合計 : 110点 ≥ 100点 →

事業計画の必要性が認められる

(新規採択時から変化なし)

5. 事業計画の合理性

(1) 事業計画の合理性



巡視艇(ひめかぜ)
停泊地

豊橋港湾合同庁舎
(三河海上保安署)



地理院地図(電子国土Web)より

- ・海上保安署と船艇基地(巡視艇停泊地)は近接している必要がある。
- ・近接地域に入居可能な既存施設がない。

5. 事業計画の合理性

(2) 事業計画の合理性に関する評価

巡視艇停泊地から合同庁舎までの間に、

- ・ 入居可能な施設は無い。
- ・ 庁舎建設可能な用地は無い。



事業案と同等の性能を確保できる案がない。

[事業計画の合理性に関する評価指標]



評 点	評 価
100点	<ul style="list-style-type: none">・ 同等の性能を確保出来る他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。・ 同等の性能を確保出来る他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。・ 他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。・ 他の組織・機関が採算性等の審査等により評価を行う場合であって、当該評価方法に合理性があると確認できる場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

評点 : 100点 = 100点



事業計画の合理性が認められる

(新規採択時から変化なし)

6. 事業計画の効果

(1) 事業計画の効果(B1)の評価

[事業計画の効果の発現状況の評価するための指標]

分類	項目	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地の取得・借用	(新規取得か否かを問わず)国有地に建設されている。	必要な期間の用地の利用(借用を含む)が担保されている。			用地の取得上、借用上の問題があるが、その問題は解消される見込みがある。	用地の取得上、借用上の問題があり、その問題が解消される見込みがない。
	災害防止・環境保全	自然的条件からみて災害防止・環境保全上良好な状態である。	自然的条件からみて災害防止・環境保全上支障がない。		自然的条件からみて災害防止・環境保全上軽微な支障がある。		自然的条件からみて災害防止・環境保全上重大な支障がある。
	アクセスの確保	施設へのアクセスは良好である。	施設へのアクセスに支障はない。	施設へのアクセスに軽微な支障がある。			施設へのアクセスに重大な支障がある。
	都市計画その他の土地利用に関する計画との整合性		都市計画その他の土地利用に関する計画と整合している。	都市計画その他の土地利用に関する計画と整合していないが、整合する見込みがある。			都市計画その他の土地利用に関する計画と整合しておらず、整合する見込みがない。
	敷地形状等		敷地全体が有効に利用されており、安全・円滑に敷地への出入りができる。		敷地の一部が有効に利用できない。	敷地への安全・円滑な出入りに軽微な問題がある。	敷地の有効利用または敷地への安全・円滑な出入りに重大な問題がある。
規模	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模となっている。		業務内容等に対し、やや不適切な規模となっている。		業務内容等に対し、著しく不適切な規模となっている。
	敷地の規模 ※		建築物の規模及び業務内容に応じ、適切な規模となっている。	建築物の規模及び業務内容に対し、やや不適切な規模となっている。(駐車場の不足など)			建築物の規模及び業務内容に対し、著しく不適切な規模となっている。
構造	機能性(業務を行うための基本機能に該当する部分) ※		執務に必要な空間及び機能が適切に確保されている。		執務に必要な空間及び機能が適切に確保されていない。		執務に必要な空間及び機能が確保されていない。



用地の状況



バス停留所
周辺道路(港湾道路)の状況

評点: $(1.1 \times 1.0 \times 1.1 \times 1.0 \times 1.0 \times 1.0 \times 1.0 \times 1.0) \times 100 = 121 \text{ 点} > 100 \text{ 点}$



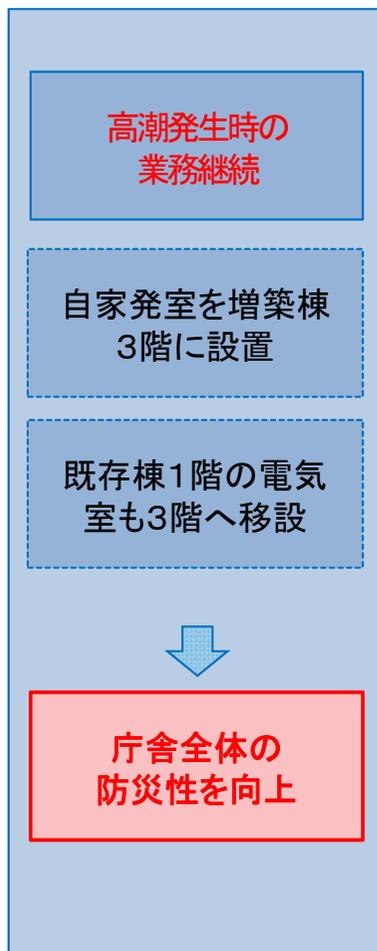
新規事業採択時に想定した効果が発現されている

注) 評価基準の変更(H23)により、一部の項目※については加点評価(1.1)を行わないこととなったため、今回の評点は、H22年に実施した新規事業採択時の評点(146点)と異なっている。なお、各項目の個別評価については、新規事業採択時と変更はない。

6. 事業計画の効果

(1) 事業計画の効果(B2)の評価

[施策に基づく付加機能の発現状況チェックリスト]



分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組がなされている。
		B	充実した取組がなされている。
		C	一般的な取組がなされている。
		D	一般的な取組がなされていない。
社会性	景観性	A	特に充実した取組がなされている。
		B	充実した取組がなされている。
		C	一般的な取組がなされている。
		D	一般的な取組がなされていない。
環境保全性	環境保全性	A	官庁施設の環境保全性基準に基づいた取組がなされているほか、特に充実した環境負荷の低減化に配慮した取組が行われている。
		B	官庁施設の環境保全性基準に基づいた取組がなされているほか、充実した環境負荷の低減化に配慮した取組が行われている。
		C	官庁施設の環境保全性基準に基づいた取組がなされているほか、一般的な環境負荷の低減化が行われている。
		D	官庁施設の環境保全性基準に基づいた取組がなされていないなど、一般的な環境負荷の低減化が行われていない。
環境保全性	木材利用促進	A	特に充実した取組がなされている。
		B	充実した取組がなされている。
		C	一般的な取組がなされている。
		D	一般的な取組がなされていない。
機能性	ユニバーサルデザイン	A	特に充実した取組がなされている。
		B	充実した取組がなされている。
		C	一般的な取組がなされている。
		D	一般的な取組がなされていない。
機能性	防災性	A	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、特に防災に配慮した取組が行われている。
		B	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、防災に配慮した取組が行われている。
		C	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、防災に関する一般的な取組が行われている。
		D	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされていないなど、防災に関する一般的な取組が行われていない。
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組がなされている。
		B	充実した取組がなされている。
		C	一般的な取組がなされている。
		D	一般的な取組がなされていない。

注) 評価基準の変更(H25)により評価項目が追加された「木材利用促進」についても充実した取組がされている。

環境保全性、防災性などをはじめ、新規事業採択時と同等以上の効果が発現されている



新規事業採択時に想定した効果が発現されている

6. 事業計画の効果

(1) 施策に基づく付加機能(B2)の評価

機能性(防災性、ユニバーサルデザイン、)



浸水被害対策
(3階に整備した電気室)



防災対策
(3階に整備した自家発電室)



防災対策
(自家発電用地下燃料槽)



防災対策
(太陽光自立運転による電源)



ユニバーサルデザイン
(多目的便所)

環境保全性(環境保全性、木材利用促進)



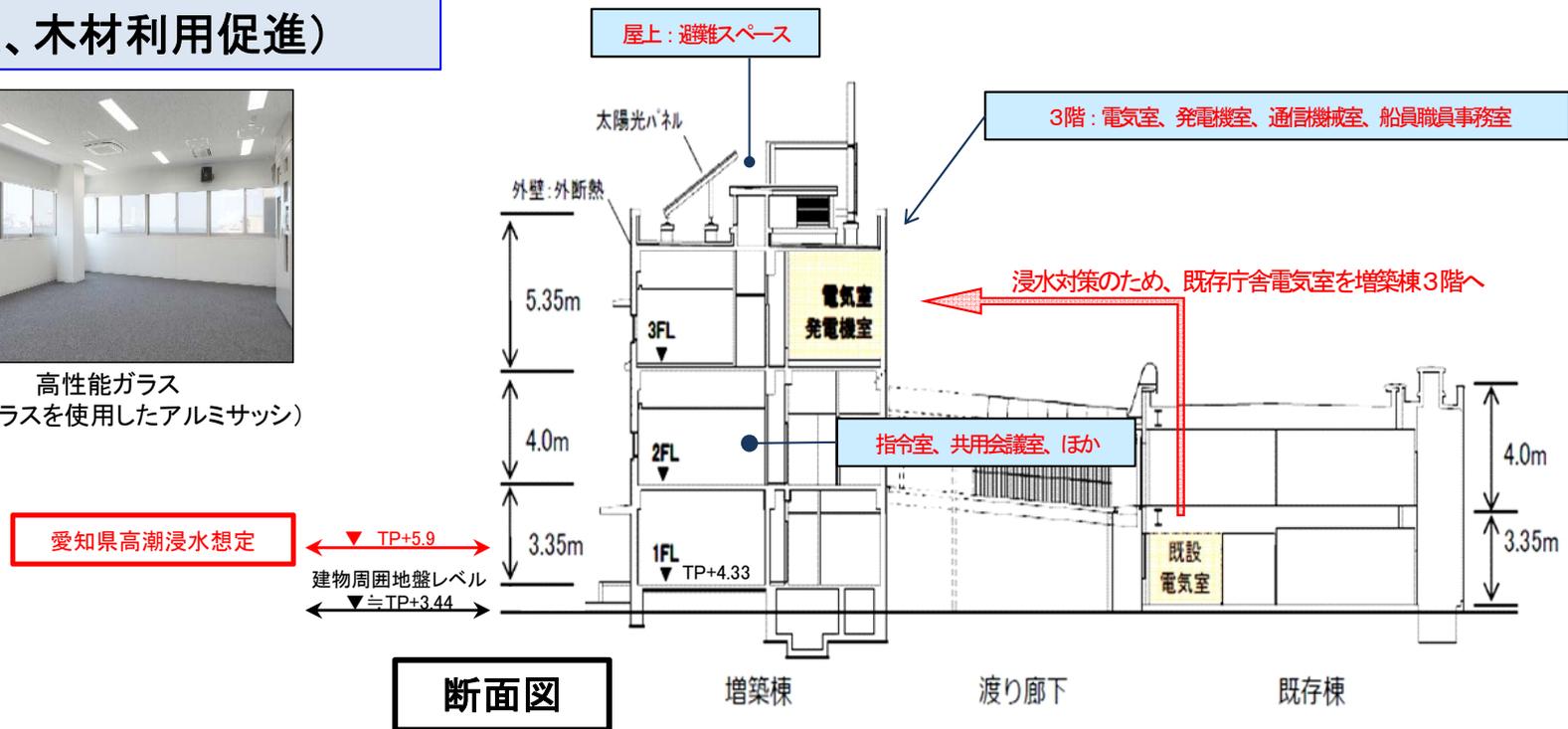
自然エネルギー
(太陽光発電設備)



高性能ガラス
(複層ガラスを使用したアルミサッシ)



内装等の木質化
(廊下壁)

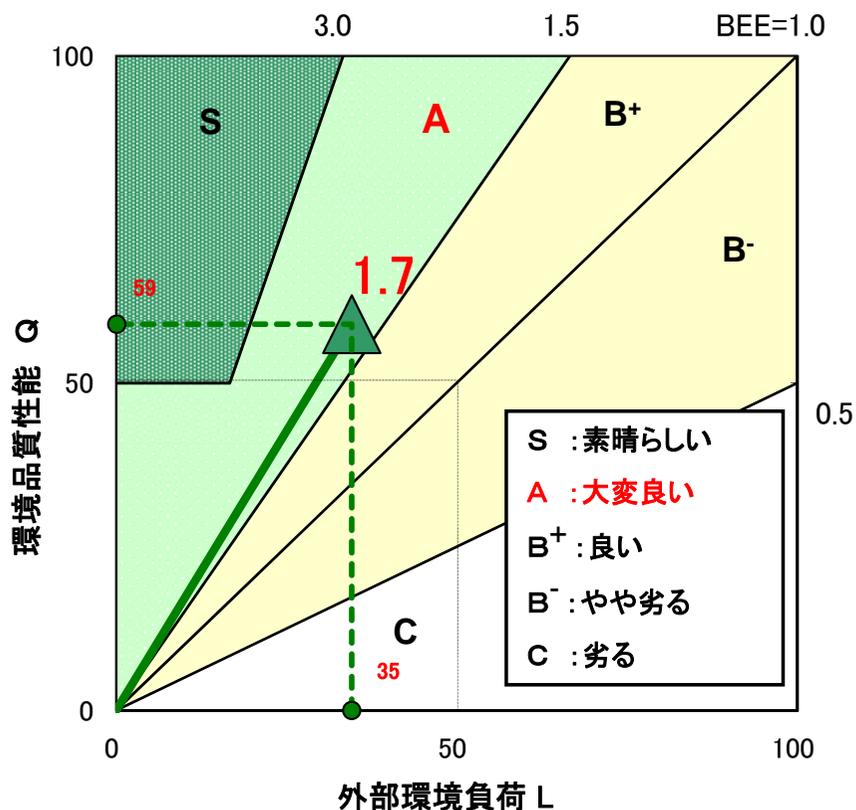


7. 事業実施による環境の変化

・CASBEE（建築環境総合性能評価システム）

（Comprehensive Assessment System Built Environment Efficiency）

建築物の環境効率 (BEEランク)



環境品質・性能
Q (Quality)

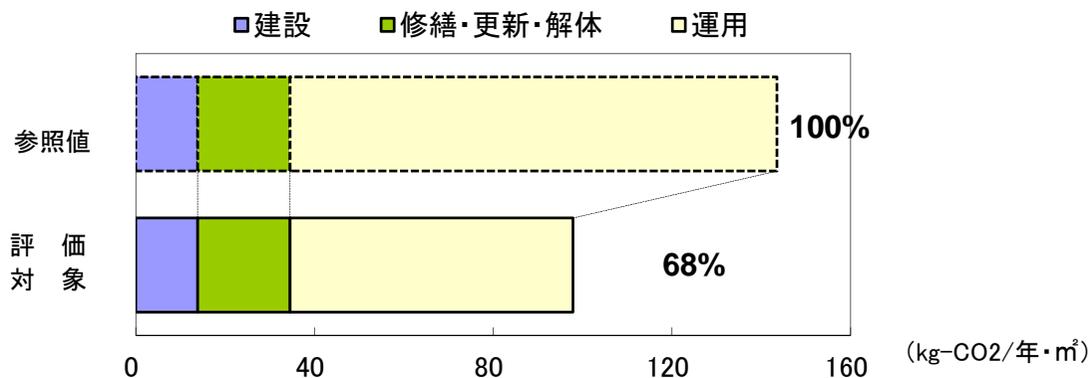
$$BEE = \frac{\text{環境品質・性能 } Q \text{ (Quality)}}{\text{外部環境負荷 } L \text{ (Load)}}$$

外部環境負荷
L (Load)

- 室内環境（温熱、音、光環境等）
- サービス性能（災害時対策、ユニバーサル対応等）
- 敷地内室外環境（街並み、景観配慮等）

- エネルギー（熱負荷抑制、自然エネルギー利用等）
- 資源・マテリアル（リサイクル材の使用等）
- 敷地外環境（地球温暖化への配慮等）

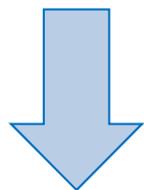
ライフサイクルCO₂



※このグラフは、「地球温暖化への配慮」の内容を、一般的な建物(参照値)と比べたライフサイクルCO₂排出量の目安で示したものです

8. 対応方針(案)

- (1) 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化 ①・②事業計画の必要性・合理性
- (2) 事業の効果の発現状況 ③事業計画の効果(B1、B2)
- (3) 事業実施による環境の変化 環境負荷低減の取組、CASBEE評価結果
- (4) 社会経済情勢等の変化 → 上記評価の内容に影響のある社会経済情勢の変化は特にない



事業の効果は十分に発現していると考えられる

対応方針 (案)

- (5) 今後の事後評価の必要性が無い
- (6) 改善措置の必要性は無い

